

第6期 第4回「中央区自立支援協議会」議事要旨

1 日時：令和元年6月18日（火） 午後6時30分～8時00分

2 会場：中央区役所 8階大会議室

3 議事

(1) 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の進捗状況について【資料1】

(2) 中央区障害者（児）実態調査について【資料2】

(3) その他

4 出席者

委員 15名

是枝会長、齋藤副会長、上田委員、橋本委員、草川委員、相澤委員、室田委員、廣澤委員、平賀委員、中村委員、佐藤委員、小林委員、田中委員、山本委員、長嶋委員

事務局 10名

遠藤障害者福祉課長、北澤福祉センター所長(子ども発達支援センター所長兼務)、平川障害者福祉係長、川原障害者給付指導係長、山崎相談支援係長、水村福祉センター管理係長、佐藤福祉センター支援係長、小林子ども発達支援センター発達支援係長、佐藤主事、清水主事

傍聴人 なし

5 要旨

○是枝会長あいさつ

・東京都の障害者福祉の施策の計画が出されている。その中で、総合的な施策の展開がうたわれ、地域移行支援や一般就労を含めた就労支援、障害児の通所支援が施策の中に盛り込まれた。成果目標も出すように指摘をされているため、中央区の障害者施策がより良いものになるよう、意見を述べていただきたい。

○田中福祉保健部長あいさつ

・4月1日付けで福祉保健部長に着任しました。本協議会は、昨年の3月に策定した、第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の進捗状況を評価するお目付け役である。共に各種事業を効果的に実施していくための連携や協議の場として重要な役割を担ってきたと認識している。区は、この計画を着実に推進し、「だれもが個性豊かに輝き 共に暮らせるまち 中央区」の実現に向けて取り組んでいく

ので、今後とも施策の推進に向けたご支援ご協力を賜りたい。

○遠藤障害者福祉課長より報告

- ・前任の斎藤委員が中央区社会福祉協議会事務局長から異動となり、古田島事務局長が着任した。
- ・前任の中橋委員が保健所長より異動となり、山本保健所長が着任した。
- ・新たに委員になられた方の任期は、「自立支援協議会の設置に関する要綱」に後任者の任期は前任者の残任期間とすると定めているため、他の委員と同じく令和3年3月31日までとなっている。
- ・古田島委員、前場委員、丸物委員は本日欠席となっている。

(1) 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の進捗状況について【資料1】

○遠藤障害者福祉課長より説明

- ・第5期中央区障害福祉計画・第1期中央区障害児福祉計画は、平成30年4月から3年間の計画である。本日は平成30年度の取組を中心に説明する。
- ・施策の方向性1「個のニーズに基づくサービスの提供」、施策1「在宅サービス等の充実」について
 - (1) 在宅サービス等の情報提供の充実については、障害のある方がサービスを利用していく上での様々な情報提供をしていく取組になっている。平成30年度の取組としては、地域生活支援事業や相談支援事業所の一覧を作成し、関係機関の窓口やホームページに掲載した。また、公正・中立な評価を行う東京都福祉サービス第三者評価の受審を勧奨し、区の助成制度を利用し平成30年度は3事業所が評価を受けた。
 - (2) 自立生活を支援するサービスの充実では、主に居宅サービスの提供や一人暮らしを支援する取組を行っている。移動支援事業は、平成30年4月から特別支援学校、特別支援学級の通学を対象として拡大した。また、平成30年4月から自立生活援助という一人暮らしを支援するための助言や定期的に見守りを行う新たなサービスができたが、都内にこの事業を実施している事業所が少ないこともあり、本区の障害者の利用実績はいまのところない。
 - (3) 高齢障害者の介護保険サービスへの円滑な利用促進については、新たな負担軽減制度ができ、65歳以上の方を対象に、障害福祉サービスから介護保険サービスへの円滑な利用につなげていくことが課題となっている。ケアマネージャーと相談支援専門員が合同検討会などを通じて連携を強化し、両方のサービスを上手く組み合わせ移行を図れるようにしている。
- ・施策2「相談支援体制の充実」について
 - (1) 相談支援の利用促進については、昨年度子ども発達支援センターができた。中央区の保健所等複合施設の中に基幹相談支援センター、子ども発達支援センター、精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」が一ヶ所に拠点化された。様々な事例の検討やケース会議を通じて連携を図り、障害のあらゆる相談に対応できるような体

制づくりに取り組んでいる。

(2) 基幹相談支援センターの機能の充実では、基幹相談支援センターを中心とした相談支援事業所の連絡会で、様々な事例について専門講師による指導、助言を受けるような取組を行った。また、基幹相談支援センターの役割には人材の育成や地域の体制づくりがあり、地域生活支援拠点の面的整備型のネットワークづくりの一環として、入所施設・グループホーム連絡会や居宅介護事業所との研修会等を通じて事業所間の連携強化に取り組んでいる。

・施策の方向性 2「地域生活を支える環境づくり」、施策 3「地域移行・地域定着の充実」について

(1) 障害者やその介護者の高齢化、親亡き後を見据え、地域で安心して暮らすための居住支援機能を備えた「地域生活支援拠点等」について、「等」とあるのは、拠点としての施設をつくることのほか、ネットワークとして整備することができる。本区は、様々な機関が分担して機能を担う面的整備型として取り組んでいる。また、先になるが、月島地域で再開発事業があり、エリア内にあるグループホームの改築に合わせて多機能拠点整備型の地域生活支援拠点についても検討している。

(2) 居住支援体制の充実では、基幹相談支援センター主催のグループホーム連絡会を通じて現状や課題の情報共有を図り、障害者の地域生活を支える仕組みづくりについて意見交換を行っている。

(3) グループホームの充実では、「中央区基本計画 2018」の計画事業として、2023 年から 2027 年の間で既存グループホームを改築する計画になっている。開発事業者および東京都との協議を踏まえ、重度の障害者を想定した施設の規模・内容等の検討を進めている。

(4) 精神障害者支援のための関係機関の連携では、障害者福祉課、保健所・保健センター、ポケット中央などが、個別の支援会議やアウトリーチ支援を通じて連携強化を図っている。精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、昨年度から地域移行・地域定着部会を保健・医療・福祉等関係者による協議の場と位置づけ、具体的支援策の検討を進めている。

○北澤福祉センター所長より説明

・施策 4「障害者の支援事業の充実」について

(1) 障害者の通所事業の充実では、平成 29 年度から福祉センターの改修工事を行い、平成 30 年 10 月から重度障害者の法定事業である生活介護事業を開始し、利用定員を増やした。障害特性に応じたグループの再編成を行うなど事業内容の見直しを行い、通所事業の充実に取り組んだ。

(2) 高次脳機能障害者の支援事業の充実では、交流会や連絡会、講演会等を実施している。平成 30 年度は交流会を土曜日 4 回から土曜日と平日の年 6 回に増やした。また、新たに専門医による相談を年 2 回実施し充実を図っている。

○遠藤障害者福祉課長より説明

・施策 5「就労支援の充実」について

- (1) 一般就労への移行の促進については、本区は障害者就労支援センターが区内就労支援事業所やハローワーク、企業等と連携を図りながら、一般就労に取り組んでいる。平成 30 年度は登録者が 215 人で一般就労した方が 29 人いる。また、平成 30 年 4 月からの法定雇用率の引き上げに伴い、精神障害者も算定対象となり企業の関心も高まっており、昨年度の企業向けセミナーでは、精神障害者雇用をテーマに開催し、参加者が 108 人と好評であった。
- (2) 就労定着支援の推進では、ジョブコーチによる障害者への継続的な支援に加え、新たなサービスとして就労定着支援が平成 30 年 4 月から始まった。この事業を通じて生活面の支援の充実を図っており、現在 10 人の利用者がいる。
- (3) 障害者優先調達の推進では、障害者の自立を促進するため、本区が行う物品の調達に際し、契約部門と連携して障害者就労支援施設からの調達に努めている。就労支援ネットワーク会議では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、共同受注事業の検討も行っている。

○北澤子ども発達支援センター所長より説明

・施策 6「障害児の支援事業の充実」について

- (1) 障害児通所支援の充実として、平成 30 年度から子ども発達支援センターゆりのきを開設した。その中で、児童発達支援および放課後等デイサービスの定員を拡大し、児童発達支援では給食の提供やワゴン車による送迎を開始した。また、こども発達相談や児童発達支援を利用している児童が親子で療育を受けている間に、きょうだい児の一時預かり事業を実施している。
- (2) 重症心身障害児の支援では、子ども発達支援センターゆりのきの放課後等デイサービスは医療的ケアのお子さんを対象としていないため、医療的ケア児を含む重症心身障害児を対象とした民間の放課後等デイサービス事業所の開設を支援した。また、在宅の重症心身障害児の居宅に訪問看護師を派遣し一定時間医療的ケアを代替するレスパイト事業も実施している。また、子ども発達支援センターでは、重症心身障害児が親子で通所する児童発達支援のクラスを週 1 回実施している。
- (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の連携では、平成 30 年度より自立支援協議に「医療的ケア児等支援連携部会」を設置して、保健・医療・障害福祉・保育・教育等関係機関の協働による支援体制づくりを進めている。また、子ども発達支援センター職員が医療的ケア児コーディネーター養成研修に参加し、多分野にまたがる支援を提供する体制を整えた。

・施策 7「中央区育ちのサポートシステム」の推進について

- (1) 子ども発達支援センターを中心とした支援体制の確立では、子ども発達支援センターゆりのきを平成 30 年度から開設し、保健・福祉・教育の各コーディネーターを配置して関係機関との連絡調整を行っている。

- (2) 「育ちのサポートカルテ」の運用では、発達特性に応じた支援を提供するため、各関係機関がお子さんの支援情報を記入した「育ちのサポートカルテ」の作成し、子ども発達支援センターが一括してカルテを管理することで、就学などの切り替え時に支援の一貫性が途切れないよう、コーディネーターが関係機関と調整し、引継ぎを行っている。平成 30 年度の運用実績は 52 人。
- (3) 早期発見・早期支援の充実では、平成 30 年度より「ゆりのき連携発達相談」として、保健所・保健センターの乳幼児健診や健診後の経過観察の場に子ども発達支援センターの臨床心理士およびコーディネーターが出向き、支援の必要なお子さんの相談を受け、早期に療育につなげる事業を実施している。また、臨床心理士などが区内保育所等を巡回し、在園児の発達に関する相談・支援を行った。
- (4) 発達障害に対する理解の促進としては、保護者向け、教職員向けに説明会・研修会・講演会やリーフレットの配布などにより、「中央区育ちのサポートシステム」の概要やサポートカルテについて周知を図っている。

○遠藤障害者福祉課長より説明

- ・施策の方向性 3 「地域での共生社会の実現」、施策 8 「心のバリアフリーの推進」について
- (1) 障害者差別解消の推進として、本区では「職員対応要領」に基づいて、事務事業における障害者差別の解消に取り組んでいる。広報紙や区独自のリーフレット、健康福祉まつりにおけるパネル展示などを通じて、「障害者差別解消法」の目的や内容を広く区民等へ普及啓発を図っている。
- (2) 障害と障害者の理解のための意識啓発では、「中央区障害者サポートマニュアル」を作成し様々な障害特性に合わせた支援方法等を啓発している。区立小・中学校に配布して福祉教育に活用するとともに、窓口や区内イベントでの配布、ホームページに掲載して広く障害と障害者に対する理解の促進を図り、地域の中で支援や配慮が受けやすい環境づくりを進めている。また、福祉センター作業室で建築廃材を活用したモザイク平板の制作を通じて工賃アップを図り、公共施設に設置することで地域の理解を促進している。
- (3) 「健康福祉まつり」等による地域交流の促進では、平成 29 年度は荒天により中止になったが、平成 30 年度は 85 団体が参加し、障害者、高齢者、児童、ボランティア等多くの区民が相互理解と親睦を深める機会として「心のバリアフリー」を推進している。また、福祉センターやレインボーハウス明石では、町会等と協力しながら施設や地域の行事に取り組み、身近な地域での交流を図っている。
- (4) 障害者福祉団体との連携としては、現在、7 団体に対し運営費や交流事業に伴うバスの借り上げ経費の一部助成を行っている。また、区は懇談会における情報提供や意見交換を通じて団体の活動を支援している。
- ・施策 9 「障害者の権利擁護と虐待防止」について
- (1) 成年後見制度や権利擁護については、中央区社会福祉協議会の「すてっぷ中央」

と連携を図りながら事業を進めている。平成 30 年度は、成年後見の区長申し立てによる支援に取り組み、2 名が利用している。また、権利擁護支援の普及・啓発の一環として、基幹相談支援センター主催の講演会「障害者の権利擁護と意思決定支援」を開催し 46 名の参加があった。

(2) 障害者虐待防止の推進では、様々な広報手段を通じて障害者虐待防止の重要性について区民・事業者に普及啓発を行っている。24 時間 365 日対応可能な専用電話で虐待通報・相談を受け付けている。また、保健・医療・福祉・警察等の連携による個別支援会議を開催するなど適切な対応に取り組んでいる。

・計画の目標値について

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行については、平成 28 年度末の福祉施設入所者数 73 人を基に地域生活移行者数の目標を 7 人と設定しているが、平成 30 年度は地域に戻られた方はいなかった。また、施設入所者を 2 人削減する目標については、死亡等の理由により平成 30 年度は区内施設、都外施設の入所者がそれぞれ 1 名減となっている。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築では、協議の場を設置することを目標として掲げており、本区では、地域移行・地域定着部会を協議の場と位置付け平成 30 年度に設置を行った。

(3) 障害者の居住を支援する機能を備えた地域生活支援拠点等の整備では、地域の様々な資源が連携を図る面的整備型として、事業者に登録の呼びかけを行うとともに、今度の方策について検討を進めている。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等については、目標値 15 人に対し、平成 30 年度は 12 人が就労している。就労移行支援事業を利用する者の目標値 35 人に対し、平成 30 年度は 25 人が利用している。就労移行率が 3 割以上の事業所の割合 50%以上の目標については、4 事業所のうち 1 事業所が事業を開始したため、平成 30 年度は 25%となっている。就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率については 80%以上という目標で、現在 10 人がサービスを利用しているが、まだ 1 年間の実績がないため、実績は 0%となっている。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等については、児童発達支援センターの設置が目標となっており、本区は、平成 30 年度 4 月に開設したため、1 ヶ所整備済み。保育所等訪問支援を利用できる体制についても同事業を平成 27 年度から開始しているため、整備済みとなっている。重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の数は、1 事業所を目標として掲げており、本区は、児童発達支援は子ども発達支援センターで行っている。また、放課後等デイサービスは、平成 30 年度に NPO 法人に対して準備経費の補助を行い、平成 31 年 4 月に十思スクエア内に事業所を開設した。保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場については、自立支援協議会の一部会として「医療的ケア児等支援連携部会」を設置している。

計画の目標 12 のうちの 5 つで目標を達成している状況である。

【質疑・意見等】

(委員) 施策 4 の (2) 高次脳機能障害者の支援事業として、就労移行支援事業所を利用して就労された方の講演会があった。支援者と当事者の勉強会や面談だけでなく、横のつながりができたのが良かった。高次脳機能障害に関する会合はあまりないため、今後もこのような機会を充実してほしい。

施策 5 (2) の就労定着支援を行う事業者として、利用者が自然に定着支援を受けられるような工夫を行った。3 年 6 ヶ月の定着支援事業は、就労以外の生活面の支援もあるため、当事者会を開いて働いている方が集まれる機会を作った。話したりすることで自分も頑張ろうと思う機会になるので、支援者だけでなく、当事者のネットワークもあるといいと思う。

(委員) 施策 3 (1) の地域生活支援拠点等の整備について、関係事業所へ登録の呼びかけは、どのような状況か。

⇒ (遠藤課長) 面的整備型の体制整備に向けて、相談支援事業所、入所施設、グループホーム、就労支援事業所に呼びかけを行っているが、中々進んでいない。今後も加算のための運営規程への位置付けの有無に関わらず、事業者に登録の呼びかけを行っていききたい。

(委員) 放課後等デイサービスの利用者が成人になり、夜預ける場所が少なくなってくることや生活介護の利用者が今後増えてきたときに場所的に足りるのかと、心配されている保護者から相談を受けることがある。何か計画はあるのか。

⇒ (北澤所長) 福祉センターの生活介護の利用者は毎年増えているが、特別支援学校に在籍の方はわかるため、何名利用者が入ってくるか見通しが立つ。現在、定員を 40 名に増やしており、毎日通う方ばかりではないため、数年は福祉センターで対応できる状況である。また、放課後等デイサービスが 19 時までお預かりをされていて、生活介護は 16 時までだったが、今年度は 17 時まで希望の方はお預かりする事業を行っている。今のところ、17 時までの延長を希望されている方は日に 2、3 名で、様子を見ながら今後については検討していきたい。

(委員) 施策 8 (1) 障害者差別解消の推進について、障害者差別解消法の区独自の取組はあるか。また、施策 9 (1) 成年後見制度や権利擁護の推進で、権利擁護に関する利用が中々進まないことがあり、利用状況等を具体的に教えてほしい。

⇒ (遠藤課長) 区独自の障害者差別解消法のリーフレットや障害者サポートマニュアルを活用し、広く区民・事業者への普及啓発に取り組んでいる。また、東京都の障害者差別解消条例ができ、事業所の合理的配慮についても努力義務から義務とされたため、今後事業所に対する普及啓発に力を入れていきたい。

権利擁護については、「すてっぷ中央」が中心となり区と連携を図りながら取り組

んでいる。利用状況については、手元に詳細な資料がないため、改めて説明させていただく。

(委員) 都が義務規定にしたことで、他の都道府県と比べて変化はあるか。

⇒ (遠藤課長) 今のところ大きな変化は感じないが、東京都の方から区内事業者への指導が進まず協力してほしいという呼びかけがあった。区内には飲食店が非常に多いが、合理的配慮が中々進んでいない状況がある。

(2) 中央区障害者(児)実態調査について【資料2】

○遠藤障害者福祉課長より説明

- ・今年度、第6期中央区障害福祉計画、第2期中央区障害児福祉計画の策定に向けて障害者(児)の実態調査を行っていく。身体、知的、精神障害、子どもの発達障害等、調査の種類としては4つになる。今回は標本誤差が±5%になるようなサンプル調査という形で実施したい。配布枚数は記載の通り。子どもの育ちや発達に関しては、前回は各年齢全員に調査を行ったが、今回は具体的な発達支援に対するニーズを把握するため対象者を絞った調査として行う。
- ・調査の時期は、9月頃からを予定。協議会へは来年2月頃に調査結果の報告を行い、冊子として報告書をまとめるのは3月頃を予定している。
- ・前回の調査では質問数の多さが課題であったため、今回は質問数を絞り減らすよう努めた。
- ・身体、難病については、設問数を55から48に、付問を含め86から71に減らしている。新規の設問は、問8の「高次脳機能障害の診断の有無」。また、障害者の雇用促進法においても合理的配慮が求められているため、問15-3「就労先で何かしらの配慮がされているか」を設定。地域の見守りや支え合いが非常に重要になっているため、問21「近所に頼れる人がいるか」、問22「近所の人に障害を理解されているか」を設定。また、問27-1として「(医療的ケアが必要な方) 医療的ケアの種類」についても新規に設問を設けた。
- ・知的障害の方は身体・難病の方の質問項目とほとんど同じ内容としているが、問9「暮らしの困りごと(現在)」について新たに加えている。設問数は付問含み65、付問なしで44としている。
- ・精神障害の方は、増やす項目は身体、知的と同じ内容になる。設問数は付問含み67、付問なし43にしていきたい。

○北澤子ども発達支援センター所長より説明

- ・3年前の調査では、区内在住の3~18歳の子どもを持つ保護者を対象として配布数5,400枚と広く配布した。これまで発達や育ちに関する相談をした経験があるか、相談をした場合どこに相談しどのような効果があったかというような質問の調査だった。今回の調査では、実際に支援を受けている方に対象を絞り、より具

体的なサービスに対する要望やニーズ等を調査していきたい。対象者は、区内在住の0～18歳未満で、子ども発達支援センターの利用者や障害福祉サービス受給者証の所持者、障害者手帳の取得者に対して配布する。問7「日常的に医療的ケアを必要としているか」は、医療的ケアが必要な方が増えており、実態把握が必要なため、新規に設問を設定した。問13「育ちのサポートカルテの認知状況、利用経験」については、今後のニーズ等を調査するための質問である。

【質疑・意見等】

(委員) 前回の調査では精神だけが回答率が5割未満になっている。それは設問数が多かったため、今回は設問数を少なくしてシンプルに答えられるようなものにしてほしい。対象者の数が2,179人で配布が1,500人と一番配布数が多いが、これは何か理由があるか。

⇒(遠藤課長) 前回調査の回収率が精神は41.1%と低くなっていたため、標本誤差±5%のサンプルが有効にとれる配布数として、今回は多く設定している。

(是枝会長) 知的や精神の方が権利擁護支援事業について理解できているか。実際の設問はもう少しやわらかい表現のものになっていくのか。

⇒(遠藤課長) 前回知的の方には振り仮名を全てに振って読みやすいようにした。内容や表現については、できるだけ伝わりやすいように工夫はしていきたい。

(是枝会長) 障害のある方がどのような思いがあるのか的確に吸い上げていくのが社会調査では大切だと思う。設問内容をどう作るのが大事になるため、委員の方々に何か意見等があれば、1週間以内に事務局にメールで連絡してほしい。

(3) その他

○遠藤障害者福祉課長より報告

- ・次回、第5回については、8月上旬を予定している。日程等が決まり次第、連絡する。

以上